

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3166号)

<目次>

1 諮問書	.....	1
2 概要	.....	2
3 改正案	.....	12

(公印・契印省略)

諮問第3166号  
令和5年5月26日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）  
第41条第1項の規定による事業用電気通信設備の技術基準に係る  
省令委任事項を定めるため、別紙のとおり電気通信事業法施行規則  
（昭和60年郵政省令第25号）及び事業用電気通信設備規則（昭  
和60年郵政省令第30号）の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき諮問する。

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

— 連続する通信事故の発生を踏まえた制度の見直し —

---

令和5年5月26日  
総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部

# 最近の主な通信事故一覧

3

発生日時 (継続時間)	通信事業者	影響サービス	影響範囲 (地域、利用者数)	発生原因	発生から利用者への 初報時間
2022年7月2日(土) (61時間25分)	KDDI	音声通話、SMS、 ホーム電話、 データ通信	全国 音声通話：約2,278万人 データ通信：765万人以上 【重大事故に該当】	人為的ミス	1時間41分 緊急通報機関へ連絡なし
2022年8月24日(水) (45分間)	KDDI	音声通話、SMS、 ホーム電話、 データ通信	東日本エリア 最大8.3万人	設備故障	1時間17分 緊急通報機関へ連絡あり
2022年8月25日(木) (5時間47分)	NTT 西日本	インターネットサービス (フレッツ光)	西日本エリア 最大211万回線(品質低下) サービス停止は最大1時間50分 【重大事故に該当】	設備故障	2時間53分
2022年9月4日(日) (2時間6分)	楽天 モバイル	音声通話、 データ通信	全国エリア 最大130万回線 【重大事故に該当】	設備異常	1時間05分 緊急通報機関へ連絡なし
2022年9月4日(日) (37分間)	ソフト バンク	音声通話、 データ通信	中国・四国・九州地方 4G回線：最大約105万回線 5G回線：最大約730回線	人為的ミス	2時間03分 緊急通報機関へ連絡あり
2022年12月17日(土) (4時間54分)	NTTドコモ	データ通信	最大約242万人 【重大事故に該当】	設備異常	1時間22分
2022年12月20日(火) (2時間02分)	NTTドコモ	データ通信	最大約69万人 【重大事故に該当】	人為的ミス	58分
2023年4月3日(月) (2時間58分)	NTT 東日本	インターネットサービス (フレッツ光)、 ひかり電話	最大約35.9万人 【重大事故に該当】	設備異常	30分 緊急通報機関へ連絡なし
2023年4月3日(月) (1時間39分)	NTT 西日本	インターネットサービス (フレッツ光)、 ひかり電話	最大約8.7万人 【重大事故に該当】	設備異常	30分 緊急通報機関へ連絡あり

# 通信事故が多発する構造的要因と問題の検証



## 事故が多発する構造的な課題

- ①通信設備が抱える潜在的リスクの洗い出し不足
- ②システムの保守・管理態勢及び社内情報共有体制の不備
- ③教育・訓練の不足
- ④利用者への初報の遅れ
- ⑤事業者間連携による対策の不足 等

## 新たな取組

■ 構造的な課題に対応し、連続する事故の根源を改善させるため、以下の取組を実施。

### 構造問題検証

**構造的な問題に踏み込んだ検証 【令和4年12月検証開始、本年3月に報告書とりまとめ】**

- ✓ 電気通信事故検証会議において、個別の事故の背景にある組織・体制面等の構造的問題を含め検証を行うとともに、対応策について検討を行う。

### 【参考】電気通信事故検証会議

電気通信事故の大規模化・長時間化やその内容・原因等の多様化・複雑化を踏まえ、報告された事故について、外部の専門的知見を活用しつつ、検証を行うことにより、電気通信事故の発生に係る各段階で必要な措置が適切に確保される環境を整備するとともに、電気通信事故の再発防止を図る。

【構成員】(令和5年5月現在) (五十音順、敬称略)

- 相田 仁 (元東京大学大学院 工学系研究科 教授)
- 内田 真人 (早稲田大学 理工学術院 教授)
- 加藤 玲子 ((独)国民生活センター 相談情報部相談第2課 課長)
- 黒坂 達也 (株式会社企 代表取締役)
- 妙中 雄三 (奈良先端科学技術大学院大学 先端技術研究科 准教授)
- 長谷川 剛 (東北大学 電気通信研究所 情報通信基盤研究部門 教授)
- 堀越 功 (株式会社日経B P 日経ビジネス副編集長)
- 森井 昌克 (神戸大学大学院 工学研究科 教授)
- 矢入 郁子 (上智大学 理工学部 情報理工学科 教授)



- ✓ 電気通信事故検証会議の報告書では、電気通信事故に共通する構造的問題として、保守運用態勢に対するガバナンスの不足、第三者によるモニタリングの不足、設備に内在するリスクの洗い出し不足、高負荷時の動作検証の不足、訓練、ヒューマンエラー防止策、利用者周知等の課題が指摘された。
- ✓ また、対応策として、経営層によるガバナンス強化、外部モニタリング、リスクの洗い出し、著しい高負荷時の動作検証など、**下記赤字①～⑧等を新たに導入することが適当**とされた。当該報告書を踏まえて省令案を策定。

電 気 通 信 事 業 者

設備故障リスク対策

- 設備管理の方針
- ソフトウェアの信頼性確保
- ふくそう対策
- ③設備におけるリスク管理・リスクの洗い出し
- ④予備系設備への切替え不能時等の対処
- ⑤著しい高負荷時の動作検証（技術基準） 等

人的リスク対策

- 法令遵守
- 統括管理者・責任者等の職務
- 組織内外の連携
- ⑥メンテナンス訓練・復旧訓練
- ⑦ヒューマンエラー防止対策
- ⑧適切な利用者周知 等

(委託先含む)対策を実行する態勢等 (ヒト,モノ,カネ,組織等)

①経営層による実行状況・態勢等への点検義務

経営層によるガバナンス

②事業者が実施した点検結果へのモニタリング

行政による外部モニタリング (ガバナンスベース・設備ベース)

※電気通信役務を提供する指定公共機関であるNTT東西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの7者を対象

## 改正の主なポイント

- 故障による利用者に及ぼす影響が大きい (交換機能、制御機能、設備の運用・監視・保守に係る機能、加入者管理機能を有する)携帯電話用設備等について、トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加を想定した過負荷試験の実施を義務化。【事業用電気通信設備規則第8条の2の2】
- 事業用電気通信設備の**自己確認の届出事項**に、当該過負荷試験に関する説明書を追加。【電気通信事業法施行規則第27条の5 第4号】
- 電気通信事業者が事業用電気通信設備の管理の方針・体制・方法等を自ら定める**管理規程の届出事項**として、**以下を追加**。
  - **ヒューマンエラー防止策**に関すること
  - 電気通信設備の損傷又は故障による利用者に及ぼす影響が大きい (交換機能、制御機能、加入者管理機能等を有する)設備に対する**リスクの分析・評価、事業継続計画の策定**に関すること
  - 管理規程の**遵守状況**、電気通信設備の保守・運用等に必要な**経営資源の状況**について自ら行う**点検及び評価**に関すること


## 管理規程の細目を定める告示

(注)平成27年総務省告示第67号 (管理規程の細目を定める件)

- **管理規程の細目は告示で定めており、管理規程の届出事項として、当該告示(注)に以下を追加**。
  - 設備の工事、維持及び運用に係る**作業の教育・訓練、応急復旧措置に係る訓練**に関すること
  - **故障等のリスク** (予備設備への切替不能及びサイレント故障のリスク含む) の**洗い出し**、対応措置及び**応急復旧措置の整備、サービスへの影響評価** (想定復旧時間を含む) に関すること
  - **周知・広報に関する国のガイドライン等を踏まえた取組**に関すること
  - **経営の責任者による一年に一回以上の管理規程の遵守状況、経営資源 (人材、設備、資金、組織) の状況**について、自ら行う**点検及び評価**に関すること

※ 上記改正に合わせて「**情報通信ネットワーク安全・信頼性基準**」(昭和62年2月14日郵政省告示第73号)も改正

# 改正に係るスケジュール（想定）

令和5年			
5月	6月	7月	8月～
<b>■ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）</b>			
5月26日 諮問		答申(予定)	
			
答申をいただいた後、速やかに制定			
	パブコメ 5月27日～ 6月26日（31日）		



# 參考資料

# 電気通信事業法における設備規律について

9

## 電気通信事業者

(2023年3月31日現在)

登録 334者

届出 23,938者

回線設置等 約450者

有料かつ大規模 回線非設置 4者

回線非設置 約2.4万者

設備  
基準

技術  
基準

### ●電気通信事業者の事業用電気通信設備の技術基準

予備機器、停電対策、耐震対策、防護措置、通話品質等を規定。

【法第41条・第42条等、事業用電気通信設備規則(省令)】

### ●利用者の端末設備等の接続の技術基準

安全性、電氣的条件、責任の分界、セキュリティ対策等を規定。登録認定機関等が技術基準 適合認定等を実施。登録修理業者は修理された端末機器の技術基準適合性を確保義務。

【法第52条・第86条等、端末設備等規則(省令)、技術基準適合認定等に関する規則(省令)】

運用  
基準

管理  
規程

### ●事業用電気通信設備の管理に係る事業者毎の特性に応じた自主基準

設備管理の方針、法令遵守、責任者等の職務、組織内外の連携、設備の設計・維持・運用、情報セキュリティ対策、ソフトウェアの信頼性確保、ふくそう対策、利用者への情報提供等を定める義務。

【法第44条等、電気通信事業法施行規則(省令)】

監督  
責任

電気通信  
設備統括  
管理者

### ●経営レベルの事業用電気通信設備の統括管理

電気通信事業者が経営陣で実務経験のある者から選任、事故防止対策に主体的に関与。

【法第44条の3等、電気通信事業法施行規則(省令)】

電気通信  
主任  
技術者

### ●事業用電気通信設備の工事・維持・運用を監督

電気通信事業者が資格者を選任して事業用電気通信設備を監督。電気通信主任技術者に登録講習機関による講習を受けさせる義務。

【法第45条等、電気通信主任技術者規則(省令)】

工事  
担当者

### ●端末設備等の接続の工事を実施等

資格者が利用者の端末設備等の接続の工事を実施・実地監督。

【法第71条・第74条等、工事担当者規則(省令)】

報告  
義務

事故  
報告

### ●通信の秘密の漏えい又は一定の基準を超える規模の電気通信事故が発生した場合に報告

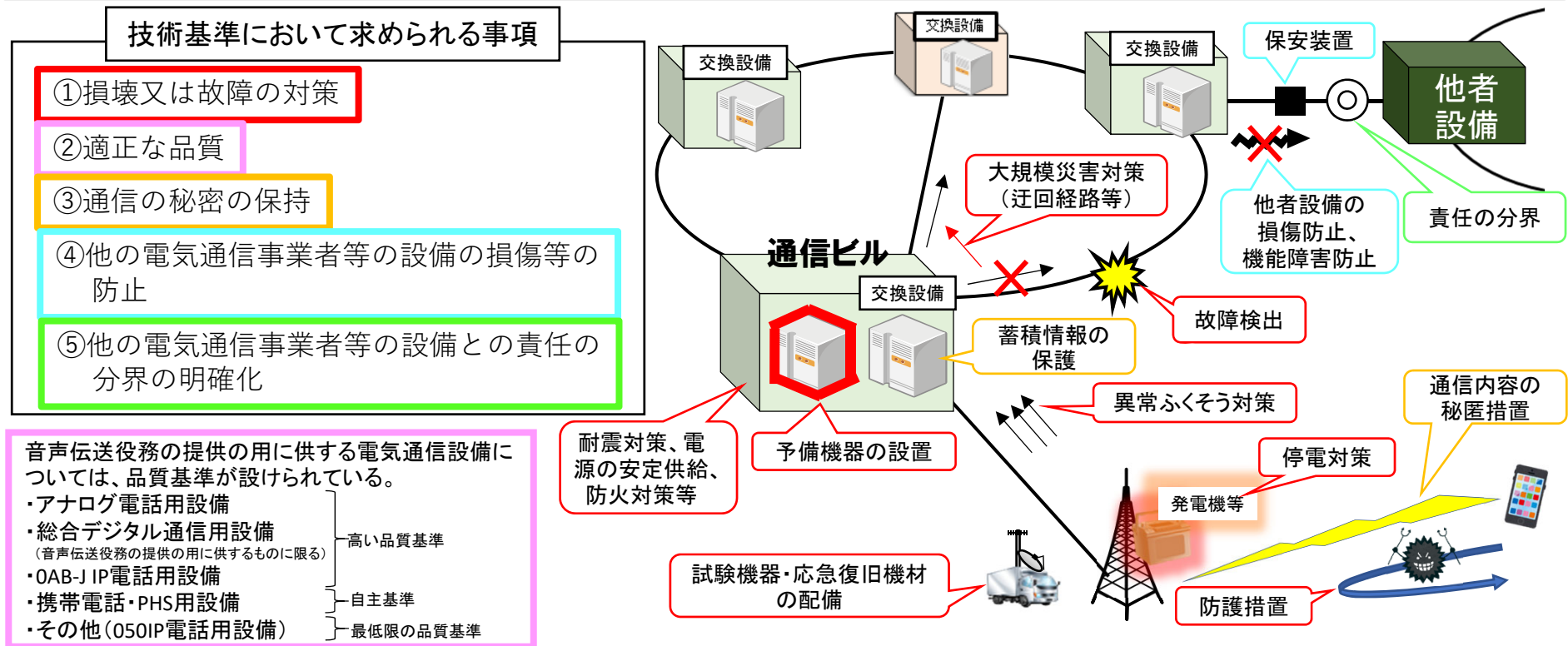
【法第28条、電気通信事業用施行規則(省令)、電気通信事業報告規則(省令)】

なし  
(自主的な取組のみ)

- 電気通信事業法では、通信サービスの安定的かつ確実な提供を確保するために、
  - 伝送路設備を含む電気通信回線設備 (※1) を設置する電気通信事業者
  - 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務 (※2) を提供する電気通信事業者

(※1) 伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備  
 (※2) 有料で利用者100万人以上のサービス、音声伝送携帯電話番号 (090、080、070番号) の指定を受けて提供されるサービス

に対して、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を、総務省令 (事業用電気通信設備規則) で定める技術基準に適合するように維持することを義務づけている。
- 上記事業者は、事業用電気通信設備の使用を開始する前に、技術基準に適合していることを自ら確認し、その確認結果を総務大臣に届け出なければならない。



- 情報通信ネットワーク全体から見た対策項目につき網羅的に整理・検討を行い、**ハードウェア及びソフトウェアに備えるべき機能やシステムの維持・運用等**を総合的に取り入れた安全・信頼性に関する**推奨基準 (ガイドライン)**として策定。
- **技術基準等の対象となるネットワーク** (回線設置事業者、ユニバーサルサービス提供事業者、有料で利用者100万以上のサービス提供する回線非設置事業者のもの) に加え、**自営情報通信ネットワーク**や**ユーザネットワーク**も対象。
- 全国5Gの特定基地局の開設指針等において、サプライチェーンリスクを考慮した機器調達 (基地局、ネットワーク設備) を申請者に促すため、**認定の条件として、本基準に留意**することを規定。

## 1.設備等基準 … 情報通信ネットワークを構成する設備及び情報通信ネットワークを構成する設備を設置する環境の基準(65項目171対策)

### 第1. 設備基準 47項目121対策

1.一般基準(15項目67対策)

2.屋外設備(17項目22対策)

3.屋内設備(8項目13対策)

4.電源設備(7項目19対策)

### 第2. 環境基準 18項目50対策

1.センタの建築(4項目13対策)

2.通信機器室等(6項目22対策)

3.空気調和設備(8項目15対策)

## 2.管理基準 … 情報通信ネットワークの設計、施工、維持及び運用の管理の基準(43項目178対策)

### 第1. 方針 9項目9対策

1.全体的・部門横断的な設備管理(3項目3対策)

2.関係法令等の遵守(1項目1対策)

3.設備の設計・管理(2項目2対策)

4.情報セキュリティ管理(3項目3対策)

### 第2. 体制 18項目46対策

1.情報通信ネットワークの管理体制(2項目8対策)

2.各段階における体制(16項目38対策)

### 第3 方法 16項目123対策

1.平常時の取組(13項目100対策)

2.事故発生時の取組(2項目17対策)

3.事故収束後の取組(1項目6対策)

指針 … 管理基準に基づく指針

情報セキュリティポリシー策定のための指針

危機管理計画策定のための指針

解説 … 全ての対策項目に関する措置例等について参考として解説

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則及び事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)</p> <p>第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕略</p> <p>二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信設備ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信業務を提供する電気通信事業の用に供しないもの</p> <p>〔イ〕ホ 略</p> <p>へ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号の二及び第十二号の二において単に「PHS用設備」という。)</p> <p>〔ト〕略</p> <p>〔三〕略</p> <p>(事業用電気通信設備の自己確認の届出)</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)(の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。) 次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕ロ 略</p> <p>ハ トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加を想定した過負荷試験に関する説明書</p> <p>ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)</p> <p>四の二 PHS用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。) 次に掲げる書類</p> <p>イ 第一号に掲げる書類(同号ソ及びビクに掲げるものを除く。)</p> <p>ロ トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策措置に関する説明書</p> <p>ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)</p> <p>〔五〕十一 略</p>	<p>(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)</p> <p>第二十七条の二 〔同上〕</p> <p>〔一〕同上</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ホ 同上</p> <p>へ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「PHS用設備」という。)</p> <p>〔ト〕同上</p> <p>〔三〕同上</p> <p>(事業用電気通信設備の自己確認の届出)</p> <p>第二十七条の五 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。) 次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕ロ 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔五〕十一 同上</p>

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備 次に掲げる書類

「イ 略」

ロ 第四号ロ及びハに掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二の二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、PHS用設備 次に掲げる書類

類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ソ及びビクに掲げるものを除く。）

ロ 第四号の二ロに掲げる書類

ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあっては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

「十三・十四 略」

「2 略」

第二十九条 法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。

「一・二 略」

三 電気通信業務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

「イ・リ 略」

ニ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者による誤りを防止するための対策に関すること。

ル 事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するものリスクの分析及び評価に関すること。

ク ルに関する取組を踏まえた事業継続計画又はこれに相当する計画の策定に関すること。

「削る」

「略」

「略」

「略」

イからヨまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。

「四 略」

五 当該管理規程の見直しに関する事項

イ 当該管理規程の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。

ロ 当該管理規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類

「イ 同上」

ロ 第四号ロに掲げる書類

「ハ・ニ 同上」

「新設」

「十三・十四 同上」

「2 同上」

第二十九条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ・リ 同上」

「新設」

「新設」

ニ 事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するものリスクの分析及び評価に関すること。

「新設」

「同上」

「同上」

「同上」

「新設」

「四 同上」

五 当該管理規程の見直しに関すること。

「新設」

備考	<p>表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>
----	--

評価及び見直しに関すること。  
 ハ、イ及びロに掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該管理規程の見直しに関すること

「六 略」

「六 同上」



(事業用電気通信設備規則の一部改正)

第二条 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>第八条の二の二 携帯電話用設備及び特定携帯電話用設備のうち、電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号の規定により告示した設備は、トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加を想定した過負荷試験を実施し、前条第一項及び第二項に掲げる措置の実効性を確保しなければならない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和●●年●●月●●日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第六十七号（管理規程の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改正後	改正前
		電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	
	一	事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること	一 [新設]
	二	[略]	二 [同上]
	三	[略]	三 [同上]
	四	事業用電気通信設備のうち内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものであって、総務大臣が別に告示するもののリスクの分析及び評価に関すること	四 [新設]
	五	[略]	五 [同上]
	六	利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供に関すること	六 [同上]
	七	[略]	七 [同上]
	八	当該管理規程の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること	八 [新設]
		<p>(1) 電気通信主任技術者、広報担当者その他の従事者（事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合にあつては、当該委託先の従事者を含む。以下「従業者等」という。）の教育及び訓練に関すること。</p> <p>(2) 従業者等の設備の工事、維持及び運用に係る作業の教育及び訓練に関すること。</p> <p>(3) 従業者等の応急復旧措置に係る訓練に関すること。</p>	
		<p>(1) 当該設備の損壊又は故障等の発生リスク（予備設備への切替不能及びサイレント故障に係るものを含む。）の調査及び分析に関すること。</p> <p>(2) 調査及び分析された発生リスクに対する対応措置及び応急復旧措置の整備に関すること。</p> <p>(3) 整備された対応措置及び応急復旧措置を実施した場合の電気通信業務に与える影響に関する評価（想定復旧時間を含む。）に関すること。</p>	
		<p>(1)～(5) 略一</p> <p>(6) 利用者への周知・広報に関する国のガイドライン等を踏まえた取組に関すること。</p>	
		<p>経営の責任者による一年に一回以上の当該管理規程の遵守状況（本表四の項に掲げるリスクの分析及び評価における対応措置及び応急復旧措置を実施した場合の電気通信業務に与える影響に関する評価（想定復旧時間を含む。）の実施状況を含む。）に係る点検及び評価に関すること（事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託</p>	

<p>九 当該管理規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。</p>	<p>する場合にあつては、当該委託先の当該管理規程の遵守状況に係る点検及び評価を含む。）。</p> <p>経営の責任者による一年に一回以上の当該管理規程に記載された事項の実施に必要な人材、設備、資金、組織その他の経営資源が十分であることについて自ら行う点検及び評価並びに経営資源の配分の見直しに関すること。</p>	<p>「新設」</p>
--	---	-------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和●●年●●月●●日から施行する。

○総務省告示第 号

昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。



各 出 発						
[第1～第5 略]						
[別表第1 略]						
別表第2 管理基準						
項 目	対 策	実施指針				
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネット ワ ー ク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネット ワ ー ク	自 営 情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	ユ ー ザ ネット ワ ー ク
[第1.・第2. 略]						
第3. 方法						
1. 平常時の取組						
[(1) 略]						
(2) 教 育・ 訓 練	ア 電気通信主任技術者、広報担当者その他の従事者（事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合は、当該委託先の従業者を含む。以下「従事者等」という。）の教育及び訓練を実施すること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
	イ 従事者等への教育・訓練に関する計画の策定及び実施を行う体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎*	◎*
	ウ 教育・訓練の目的を明確にするとともに、終了後の実施効果により計画の修正を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*

各 出 発						
[第1～第5 同左]						
[別表第1 同左]						
別表第2 管理基準						
項 目	対 策	実施指針				
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネット ワ ー ク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネット ワ ー ク	自 営 情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	ユ ー ザ ネット ワ ー ク
[第1.・第2. 同左]						
第3. 方法						
1. 平常時の取組						
[(1) 同左]						
(2) 教 育・ 訓 練	ア 教育・訓練に関する計画の策定及び実施を行う体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎*	◎*
	イ 教育・訓練の目的を明確にするとともに、終了後の実施効果により計画の修正を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*

エ 情報通信ネットワークの円滑な運用に必要な知識及び判断能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎*
オ データ投入等における信頼性の高い作業能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
カ 設備の保全に関する知識を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
キ 防災に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ク 防犯に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ケ 情報セキュリティに関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
コ 電気通信設備の工事、維持・運用に関する事項の監督に関する講習を実施すること。	◎	◎	○	○	○
サ 電気通信設備の工事、維持・運用に係る作業の教育及び訓練を実施すること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
シ 応急復旧措置に係る訓練を実施すること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
ス 広報含む社内関連部署間の連携訓練、全社一斉訓練、シナリオを共有しない訓練を実施すること。	○	○	○	○	○
セ 自社及び運営委託会社等を含め、工事、維持・運用等に従事する全ての従事者等を対象に、毎年訓練を実施すること。	○	○	○	○	○

ウ 情報通信ネットワークの円滑な運用に必要な知識及び判断能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎*
エ データ投入等における信頼性の高い作業能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
オ 設備の保全に関する知識を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
カ 防災に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
キ 防犯に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ク 情報セキュリティに関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ケ 電気通信設備の工事、維持・運用に関する事項の監督に関する講習を実施すること。	◎	◎	○	○	○

ソ	電気通信設備の損壊又は故障等の発生リスクに係る調査等により判明した各リスクに対して復旧措置等の訓練を実施すること。	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---

[(3)~(4)] 略

(5) 維持・運用 [ア~ス 略]

セ	データ投入等における高い信頼性が求められる作業において、容易に誤りが混入しないよう措置を講ずること。	◎	◎	◎	○	○
---	--	---	---	---	---	---

ソ	データを蓄積する機能を有する設備については、メモリ領域の状況等の定期的な監視・点検を実施すること。	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---

[(6)~(11)] 略

(12) 現状の調査・分析・改善 [ア~エ 略]

オ	情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析結果を、必要に応じ、教育・訓練計画に反映させること。	◎	◎	◎	◎*	◎*
---	--	---	---	---	----	----

ア	情報通信ネットワークの設計、工事、維持及び運用に従事する者によるヒューマンエラーを防止するための対策を行うこと。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
---	--	---	---	----	----	----

イ	情報通信ネットワークの設計、工事、維持及び運用に係る作業についてシステムの導入や手続の自動化を図ること。	○	○	○	○	○
---	--	---	---	---	---	---

ウ	情報通信ネットワークの設計、工事、維持及び運用に係る各作業を複数の担当者確認	○	○	○	○	○
---	--	---	---	---	---	---

--	--	--	--	--	--	--

[(3)~(4)] 同左

(5) 維持・運用 [ア~ス 同左]

セ	データ投入等における高い信頼性が求められる作業において、容易に誤りが混入しないよう措置を講ずること。	◎	◎	◎	○	○
---	--	---	---	---	---	---

[(6)~(11)] 同左

(12) 現状の調査・分析・改善 [ア~エ 同左]

オ	情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析結果を、必要に応じ、教育・訓練計画に反映させること。	◎	◎	◎	◎*	◎*
---	--	---	---	---	----	----

	しで実施すること。					
	エ 責任者を含め多段階で作業手順の承認手続を行うこと。	○	○	○	○	○
	オ ヒューマンエラー事例を関係者で共有すること。	○	○	○	○	○
	カ ヒヤリハット事例の収集・分析・共有を図ること。	○	○	○	○	○
(14) リスク管理	ア 利用者の利益に及ぼす影響が大きい設備の損壊又は故障等の発生リスク（予備設備への切替不能及びサイレント故障のリスクを含む。）を適時に調査及び分析すること。	◎	◎	-	-	-
	イ 調査及び分析された発生リスクに対する対応措置及び応急復旧措置を整備すること。	◎	◎	-	-	-
	ウ 整備された対応措置及び応急復旧措置を実施した場合の電気通信役務に与える影響評価（想定復旧時間を含む。）を実施すること。	◎	◎	-	-	-
	エ リスクの調査及び分析等を踏まえ、事業継続計画又はこれに相当する計画を策定すること。	◎	◎	-	-	-
	オ 利用者の利益に及ぼす影響が大きい設備以外の設備の損壊又は故障等の発生リスクを適時に調査及び分析すること。	○	○	○	○	○

(15) 情報提供 [ア～ケ 略]

2. 事故発生時の取組


(13) 情報提供 [ア～ケ 同左]

2. 事故発生時の取組

[(1) 略]						
(2) 情報提供	[ア～カ 略]					
	キ 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。	◎	◎	◎	-	-
	ク 利用者への周知・広報に関する国のガイドライン等を踏まえた取組を行うこと。	◎	◎	○	-	-
3. 事故収束後						
再発防止策	[ア～オ 略]					
	カ 必要に応じて、再発防止策を管理規程に適宜反映すること。	◎	◎	-	-	-
第4. 点検及び見直し						
1. 経営の責任者による点検等						
(1) 管理規程の遵守状況の点検及び評価	経営の責任者により、一年に一回以上、管理規程の遵守状況に係る点検及び評価（設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合にあつては、委託先の当該管理規程の遵守状況に係る点検及び評価を含む。）を実施すること。	◎	◎	-	-	-
(2) 経営資源の点検、評価及び見直し	経営の責任者により、一年に一回以上、人材、設備、資金、組織その他の経営資源が十分であることについて点検及び評価並びに経営資源の配分の見直しを行うこと。	◎	◎	○	○	○

[(1) 同左]						
(2) 情報提供	[ア～カ 同左]					
	キ 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。	◎	◎	◎	-	-
3. 事故収束後						
再発防止策	[ア～オ 同左]					
	カ 必要に応じて、再発防止策を管理規程に適宜反映すること。	◎	◎	-	-	-

[注 略]

[別表第3・別表第4 略]

[注 同左]

[別表第3・別表第4 同左]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和●●年●●月●●日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第一項第三号の規定に基づき、事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するものを次のように定め、令和●●年●●月●●日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次のいずれにも該当するもの

- 一 二以上の都道府県の区域にわたって提供される電気通信役務に係る電気通信設備
- 二 端末設備又は端末系伝送路設備以外の電気通信設備
- 三 次に掲げる機能のいずれかを有する電気通信設備
  - イ 伝送機能
  - ロ 交換機能
  - ハ 電気通信設備の制御機能（仮想化した機能を制御するための機能を含む。）
  - ニ 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能
  - ホ 通信の接続又は認証に係る加入者管理機能



# 管理規程記載マニュアル (令和●年●月)

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

## 目次

はじめに.....	4
1. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項.....	5
(イ) 組織の全体的かつ部門横断的な事業用電気通信設備の管理の方針に関する事	5
(ロ) 関係法令、管理規程その他の規定の遵守に関する事	5
(ハ) 通信需要、相互接続等を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関する事	5
(ニ) 災害を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関する事	5
(ホ) 情報セキュリティの確保のための方針に関する事	5
2. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項.....	6
(イ) 経営の責任者の職務に関する事	6
(ロ) 電気通信設備統括管理者の職務に関する事	6
(ハ) 電気通信主任技術者の職務及び代行に関する事	6
(ニ) 各部門の責任者の職務に関する事	7
(ホ) 各従事者の職務に関する事	7
(ヘ) 組織内の連携体制の確保に関する事	7
(ト) 組織外の関係者との連携及び責任分担に関する事	7
3. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項.....	8
(イ) 基本的な取組に関する事	8
(ロ) 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関する事	8
(ハ) 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関する事	8
(1) 設備の設定におけるデータの誤設定及び誤入力防止並びに関連する設備間の設定の整合性に関する事	8
(2) 設備の不具合を事前に発見するための設備の試験に関する事	8
(3) 設備の冗長構成の確保、予備設備への切替動作の確認及び予備設備への切替不能時における対応に関する事	9
(4) 工事の手順書の適切な作成及び遵守並びに着工前における工事の手順書及び内容の確認に関する事	9
(5) 工事後の試験に関する事	9
(6) 設備の変更の際にとるべき事項に関する事	10
(7) 設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標に関する事	10
(8) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定及び実施に関する事	10
(9) 設備の導入後における設備の不具合発見のために行う監視の項目及び方法に関する事	10
(10) 事故の防止を目的とした設備の監視データの分析に関する事	10

(11)経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査に関すること（予備設備への切替動作の確認に関することを含む。）。 .....	10
(12)設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。 .....	11
(13)維持及び運用の委託に関すること。 .....	11
(14)通信の秘密の確保に関すること。 .....	11
(ニ) 通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること。 .....	11
(ホ) 情報セキュリティ対策に関すること。 .....	11
(へ) ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。 .....	12
(1)トラフィック増加等を踏まえた、組織内の関係部門及び委託先との連携を含めたソフトウェアの信頼性の確保に関すること。 .....	12
(2)商用に近い環境での試験に関すること。 .....	12
(3)定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。 .....	12
(4)ソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標に関すること。 .....	12
(ト) 重要通信の確保及びふくそう対策に関すること。 .....	12
(チ) 緊急通報の確保に関すること。 .....	12
(リ) 防犯対策に関すること。 .....	12
(ヌ) 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者による誤りを防止するための対策に関すること。 .....	12
(ル) 事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するもののリスクの分析及び評価に関すること。 .....	13
(ヲ) ルに関する取組を踏まえた事業継続計画又はこれに相当する計画の策定に関すること。 .....	13
(ワ) ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。 .....	13
(1)迅速な原因分析のための機器等の製造・販売等を行う者等との連携に関すること。 .....	13
(2)速やかな故障の検知及び故障設備の特定に関すること（サイレント故障への対処を含む。）。 .	13
(3)障害の極小化対策に関すること。 .....	13
(4)故障設備に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）の速やかな実施に関すること。 .....	13
(5)一次措置が機能しない場合にとるべき措置（二次措置）の速やかな実施に関すること。 .....	14
(6)接続電気通信事業者との連携に関すること。 .....	14
(7)サービス復旧のための手順及びとるべき措置に関すること。 .....	14
(カ) 利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供に関すること。 .....	14
(1)情報提供の時期に関すること。 .....	14
(2)情報提供窓口、ホームページ等における情報掲載場所の明確化に関すること。 .....	14
(3)利用者が理解しやすい情報の提供に関すること。 .....	14
(4)情報提供手段の多様化に関すること。 .....	14
(5)速やかな情報提供のための関係者間の連携に関すること。 .....	15
(6)利用者への周知・広報に関する国のガイドライン等を踏まえた取組に関すること。 .....	15
(ヨ) 事故の再発防止のための対策に関すること。 .....	15

(1) 事故発生時の記録等に基づく事故の内容・原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関する事。 .....	15
(2) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故の収束後の情報公開に関する事。 .....	15
(3) 第三者による事故の検証に関する事。 .....	15
(4) 事故の報告に関する制度の活用による管理規程の見直しに関する事。 .....	15
(タ) イからヨまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関する事。 .....	15
4. 電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関する事項 .....	16
5. 当該管理規程の見直しに関する事項 .....	17
(イ) 当該管理規程の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関する事。 .....	17
(ロ) 当該管理規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関する事。 .....	17
(ハ) イ及びロに掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該管理規程の見直しに関する事。 ..	17

## はじめに

電気通信事業法令では、設備の「設置・設計、工事、維持・運用」といった設備のライフサイクルを念頭に、事業者に対し、「事故の事前防止や事故発生時に必要な取組」の確保や、「設備管理の監督責任者」の設置を義務付けること等により、事故の防止を図ることを基本的な枠組みとしている。

具体的には、「事故の事前防止や事故発生時に必要な取組」としては、事業者共通に義務付けが必要な事項は「技術基準」、事業者ごとの特性に応じた自主的な取組で確保すべき事項は「管理規程」の作成・届出義務により確保することとしている。加えて、安全・信頼性対策の指標として、事業者が実施すべき又は実施が望ましい取組は、任意基準である「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（安全・信頼性基準）で規定しているところである。

また、「設備管理の監督責任者」については、「技術基準」等に則った適切な取組を確保する観点から、設備の「工事、維持・運用」に監督責務を有する「電気通信主任技術者」の選任を義務づけているところである。

他方、サービスの多様化・高度化に伴い、ネットワークや設備構成も事業者ごとに多様化・複雑化しているが、技術基準は、事業者横断的な義務付けを行うものであり、事業者ごとの特性に応じた取扱いは困難である。このような状況にあつては、技術基準の遵守は当然としつつ、電気通信事業者のネットワークや電気通信役務の特性等に応じた取組が確保できる管理規程を電気通信事故防止のための基盤に位置付け、その実効性の確保を図ることが必要となる。具体的には、管理規程を通じて、設備管理の適切な実施とその自律的・継続的な見直しが行われるようにするため、設備管理の方針・体制・方法といった基本的事項に関し、最近の事故の内容や原因等を踏まえた管理規程の記載事項の充実を図ることが必要である。

このため、平成 26 年度の電気通信事業法及び関係省令等の改正においては、管理規程の記載事項の充実のため、設備管理の「方針」「体制」「方法」及び「電気通信設備統括管理者<sup>※</sup>の選任」に関する事項を記載することを定め、告示において、さらに詳細な記載事項を定めているところである。

本文書は、改正された法令に則した管理規程の各記載事項について具体例等を示しており、電気通信事業者が管理規程を作成する際の参考とすることができるよう作成したものである。

※電気通信事業法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 63 号）による改正後の電気通信事業法（昭和（昭和 59 年法律第 86 号）第 44 条の 4 の規定により、次に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、電気通信事業者が選任する、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、電気通信設備の管理に関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者。

- 1 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項
- 2 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項
- 3 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

## 1. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項

(イ) 組織の全体的かつ部門横断的な事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平時及び事故発生時における経営陣（経営の責任者、電気通信設備統括管理者）及び現場の担当部門（各部門の責任者、従事者、電気通信主任技術者）間の連携方針。 （誰・どこが中心となり、設備の管理を行うのか等）</li><li>・ 平時及び事故発生時における社外関係者（ソフトウェア開発委託先等）との連携方針。</li></ul>

(ロ) 関係法令、管理規程その他の規定の遵守に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 提供する電気通信役務に関する法令等（電気通信事業法等の関係法令、管理規程及び内部規程等）の定期的な確認及び遵守の徹底。</li></ul>

(ハ) 通信需要、相互接続等を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通信需要や相互接続等を考慮した適切な設備の設計・管理方針。 （システムの基本的な機能の明確化・モジュール化、将来的な設計方針、インタフェース及びプロトコルに関する国際勧告及び国内標準の採用等）</li></ul>

(ニ) 災害を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害を考慮した適切な設備の設計・管理方針。</li></ul>

(ホ) 情報セキュリティの確保のための方針に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報セキュリティ確保のための基本方針の策定及び見直しに関すること。 （ガイドライン：安信基準別表第3「情報セキュリティポリシー策定のための指針」）</li><li>・ 基本方針の公表に関する取組。</li><li>・ 不正アクセス等への対処を定めた危機管理計画の策定及び見直しに関すること。 （ガイドライン：安信基準別表第4「危機管理計画策定のための指針」）</li></ul>

## 2. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項

### (イ) 経営の責任者の職務に関すること。

#### 記載内容

- ・事業用電気通信設備の管理に関する経営の責任者の職務、責任、権限等。
  - (・設備の管理体制を整備すること。
    - ・設備の管理方法を定めること。
    - ・これらに必要な予算の確保等の措置を講じること、各種施策の策定、見直しを行うこと。
    - ・設備の管理状況を把握し、必要な改善を行うこと。
    - ・電気通信設備統括管理者及び各部門の責任者の意見を十分尊重すること。)

### (ロ) 電気通信設備統括管理者の職務に関すること。

#### 記載内容

- ・事業用電気通信設備の管理に関する電気通信設備統括管理者の職務、責任、権限等。
  - (・各部門の設備管理の整合性を確保し、統括管理すること。
    - ・全従事者に、法令遵守及び確実かつ安定的な役務の提供に関する意識を徹底させること。
    - ・設備の設置・設計、工事、維持・運用についての確認を随時行い、必要な改善の措置を講じること。
    - ・設備の管理に係る事業運営上の意思決定に参加し、設備の設置・設計、工事、維持・運用について、経営の責任者に必要な意見を述べること。
    - ・各部門の責任者に、設備の設置・設計、工事、維持・運用について意見を述べる手段を提供すること。
    - ・電気通信主任技術者に、設備の工事、維持・運用について意見を述べる手段を提供すること。
    - ・設備の設置・設計、工事、維持・運用に係る観点から、必要な各種施策の実施について各部門を統括すること。
    - ・事故・災害その他必要な情報を収集し、各部門の責任者等に周知及び必要な指示を行うこと。
    - ・各部門の責任者等の意見を十分尊重すること。)

### (ハ) 電気通信主任技術者の職務及び代行に関すること。

#### 記載内容

- ・事業用電気通信設備の管理に関する電気通信主任技術者の職務、責任、権限等
  - ※電気通信主任技術者規則に定める電気通信主任技術者の職務内容が含まれるように記載。
- ・電気通信主任技術者が休職時等により不在の際の代行に関すること。
  - (・電気通信主任技術者規則に定められた職務内容に関すること。
    - ・各部門の責任者に、設備の工事、維持・運用に関し、具体的な措置等について意見を述べ、助言及び協力を行うこと。
    - ・設備の工事、維持・運用に関する事項の計画の作成に際して、内容の確認を行い、必要な意見を述べること。
    - ・管理規程の変更に際して、内容の確認を行い、必要な意見を述べること。
    - ・設備の工事、維持・運用に関する諸規程の制定又は改正に際して、内容の確認を行い、必要な意見を述べること。
    - ・各規程の改正が必要と認める場合に、意見を具申すること。
    - ・事故等の発生時の、復旧対策に係る会合等に参加し、復旧作業の指揮・作業への命令を行い、事故原因等の究明に参画し、必要な場合に意見を述べること。
    - ・法令の規定に基づき所管官庁へ提出する報告書のうち、設備の工事、維持・運用に関する事項についての審査に参画し、必要に応じて助言や意見を述べること。

- ・所管官庁が法令の規定に基づき行う検査に立ち会うこと。
- ・管理規程の実施状況の把握に努め、必要に応じて助言や意見を述べること。）

## (二) 各部門の責任者の職務に関すること。

### 記載内容

- ・事業用電気通信設備の管理に関する各部門の責任者の職務、責任、権限等。
  - (・設備の管理に係る各種の施策の実施について、部門内の統括及び各従事者の指導に関すること。
  - ・部門内の従事者に、法令遵守及び確実かつ安定的な役務の提供に関する意識を徹底させること。
  - ・部門内の設備の設置・設計、工事、維持・運用についての確認を随時行い、必要な改善の措置を講じること。
  - ・事故・災害その他必要な情報を収集し、部門内の従事者に周知及び必要な指示を行うこと。
  - ・事業の実施及び管理に係る事業運営上の意思決定に参加し、経営の責任者に必要な意見を述べること。
  - ・設備の設置・設計、工事、維持・運用に関し、電気通信設備統括管理者に必要な意見を述べること。
  - ・電気通信主任技術者の助言を尊重し、実施すること。
  - ・部門内の従事者に意見を述べる機会を提供し、十分尊重すること。)

## (ホ) 各従事者の職務に関すること。

### 記載内容

- ・事業用電気通信設備の管理に関する各部門に所属する従事者の職務、責任、権限等。
  - (・事業の実施及び管理に係る各種施策の実施について、部門の責任者等の指示に従い、協力すること。
  - ・部門内の設備の設置・設計、工事、維持・運用に係る必要な改善の措置について、部門の責任者等の指示に従い、協力すること。
  - ・電気通信主任技術者の指示に従い、適切な対処をとること。
  - ・部門の責任者等に、必要な意見を述べること。)

## (ヘ) 組織内の連携体制の確保に関すること。

### 記載内容

- ・平時及び事故発生時における経営陣（経営の責任者、電気通信設備統括管理者）及び電気通信主任技術者並びに担当部門（各部門長、従事者）間の連携体制。
  - (・社内横断的に連絡調整を行う事故防止委員会の設置、運営等)

## (ト) 組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。

### 記載内容

- ・平時及び事故発生時における社外関係者との連携体制及び責任分界点の明確化。
  - (電気通信事業者及び業界団体並びに関係機関等との情報共有、災害その他非常の場合の、各関係者（相互接続事業者、卸先、委託先、再委託先及び調達先等）との連絡体制・責任分担、故障等における迅速な原因分析のための機器等の製造・販売等を行う者等との連絡体制、相互接続事業者とのふくそこの波及防止手順の整備や長期的視点の対策等)



### 3. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

#### (イ) 基本的な取組に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・情報通信ネットワークの管理の各工程における作業の明確化及び工程間の調整に関する取組。</li><li>・人為的要因によるサービス中断を回避するため、作業の自動化や作業確認の徹底を行うこと。</li><li>・機器の保守点検項目、保守手順、運用方法をドキュメント化すること。</li><li>・装置の管理方法（設置、移動、処分等）をドキュメント化すること。</li><li>・ネットワーク構成の変更、ソフトウェアのバージョンアップ、パッチ適用等による変更を迅速に反映出来る維持管理を徹底すること。</li></ul>

#### (ロ) 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・教育・訓練の対象者（電気通信主任技術者、広報担当者その他の従事者を含む。）、内容（設備の工事、維持及び運用に係る作業の教育・訓練、応急復旧措置に係る訓練を含む。）、実施体制、実施方法、実施頻度、実施計画及びその見直しに関すること。</li><li>・事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合は、契約等で規定している当該委託先の従事者に対する教育及び訓練等の対象者（電気通信主任技術者、広報担当者その他の従事者を含む。）、内容（設備の工事、維持及び運用に係る作業の教育・訓練、応急復旧措置に係る訓練を含む。）、実施体制、実施方法、実施頻度、実施計画及び当該実施に係る監督の方法及び頻度に関すること。</li><li>・法令に則った講習を電気通信主任技術者に受講させること。</li></ul>

#### (ハ) 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること。

(1) 設備の設定におけるデータの誤設定及び誤入力防止並びに関連する設備間の設定の整合性に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・設備のデータ誤設定・誤入力防止のための取組</li><li>・設備間の設定値の整合性確保のための取組</li></ul> <p>(参考)</p> <p>具体的な設定方法・確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・パラメータ投入の2人作業を行うこと</li><li>・設定値のダブルチェックを行うこと</li><li>・ルールに則った設定かどうかをチェックするツールの導入</li><li>・データのテンプレート化</li><li>・デフォルト値の設定を行う</li></ul>

#### (2) 設備の不具合を事前に発見するための設備の試験に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・設備の不具合を事前に発見するための試験</li><li>・設備の導入判定の基準</li><li>・機器等の製造・販売等を行う者から提供されるシステムの検査手法、品質評価手法の確認</li></ul>

(参考)

具体的な試験

- ・デグレード試験（ソフトウェア変更項目と独立した基本試験項目を多数用意←既存機能に関する予期できないデグレードの防止）
- ・商用に近い環境での試験（商用の最新のトラフィックパターンによる試験、異常時の想定トラフィックによる試験、設備によるボトルネックとなるトラフィックケースに応じた試験）
- ・過負荷試験
- ・品質の定量化試験（製造・試験工程で品質管理指標値を設ける、工程毎に試験数やバグ検出数のクロスチェックの実施、不十分と推定されれば再度ソースコードレビューや強化試験等を実施）

(3) 設備の冗長構成の確保、予備設備への切替動作の確認及び予備設備への切替不能時における対応に関すること。

記載内容

- ・冗長構成の確保のための取組
- ・予備系への切替動作が正常に行われることの確認及び切替不能時における取組

(参考)

- ・具体的な冗長構成
  - カード冗長（筐体内冗長）
  - 設備構成の冗長（筐体冗長）
  - 設備の異拠点設置（サイト冗長）
  - 設備間を結ぶ伝送路の冗長
  - プール構成
- ・検証設備での予備系への切替の演習を行う
- ・監視項目の不足や監視方法の不備などによる監視漏れの防止を目的とした設計を行うこと。（←ソフトウェアバグの事前解消が困難であることを前提に）

(4) 工事の手順書の適切な作成及び遵守並びに着工前における工事の手順書及び内容の確認に関すること。

記載内容

- ・適切な工事手順書の作成に関する取組。
- ・工事手順書の遵守を確保するための取組。
- ・着工前の工事実施者、設備運用者等による工事手順書や工事の内容の確認に関する取組。

(参考)

手順書の遵守に関する取組

- ・2人体制による手順確認
- ・マーキング等による工事対象設備の特定
- ・危険工程のチェックリスト策定、工事直前の確認
- ・コマンド投入時のコピー&ペーストや自動スクリプト化
- ・ヒヤリハット事例の収集・データベース化

(5) 工事後の試験に関すること。

記載内容

- ・工事後に実施する試験の内容及び項目
- ・工事対象外の設備に対する試験漏れ防止に関する取組。

(6) 設備の変更の際にとるべき事項に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設備変更時の切戻し</li><li>・ 利用者への周知及び関係部門との情報共有</li><li>・ 設備変更の逐次実施</li></ul>

(7) 設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重要な設備やそれらの設備を設置する建築物等の安全信頼性の基準及び指標</li><li>・ 内規等が別に定められている場合は、内規の名称等及び内規に記載の基準・指標の概要</li></ul>

(8) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定及び実施に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 装置の処理能力を適切に把握するための取組</li><li>・ 通信需要を適切に予測するための取組</li><li>・ 上記を踏まえた将来の設備増強計画の策定・実施に関する取組</li></ul>

(9) 設備の導入後における設備の不具合発見のために行う監視の項目及び方法に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設備の監視項目</li><li>・ 上記の監視項目について、その監視方法</li></ul> <p>(参考)</p> <p>監視項目←設備の過負荷管理、装置状態管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ トラヒック状況</li><li>・ メモリ使用率</li><li>・ 同時接続数</li><li>・ IP ネットワーク機器間の秒間当たりの処理パケット数</li><li>・ 異常ログの統計情報</li></ul> <p>監視方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 装置動作監視（装置が自律的に警報）</li><li>・ 過負荷監視（装置の能力に応じて予め設定した閾値を超過するトラヒックがある場合に警報）</li><li>・ 品質監視（平時のトラヒックを基準に予め設定した品質基準値を下回った場合に警報）</li><li>・ 外部監視（外部装置からの定期的な試験呼により異常検出するなど、監視対象装置の自律警報に依存しない監視）</li></ul>

(10) 事故の防止を目的とした設備の監視データの分析に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 監視データの分析の内容</li></ul>

(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査に関すること（予備設備への切替動作の確認に関することを含む。）。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 点検・検査の時期、内容</li></ul>

- ・自然故障に対する取組
- ・予備系への切替動作の確認

(参考)

- ・装置特性を踏まえた故障予測、劣化予測に応じて点検・検査時期を適切に設定。

#### (12) 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。

記載内容

- ・設備を設置する建築物や空気調和設備の定期的（期間を書くこと）な保全点検の内容、頻度等。

#### (13) 維持及び運用の委託に関すること。

記載内容

- ・業務委託先の選別の評価要件に関すること。
- ・保守の委託契約の中にも含める内容に関すること。
- ・委託した保守作業の監督に関すること。

#### (14) 通信の秘密の確保に関すること。

記載内容

- ・通信の秘密に属する事項（通信内容のほか、通信当事者の住所・氏名、発信・受信場所及び通信年月日等通信の構成要素並びに通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。）の保管方法・ファイル保管室等への入退室管理など、上記情報へのアクセスの制限方法

#### (二) 通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること。

記載内容

- ・設備容量の確保に関する基本的考え方（最繁時において通信量の何倍まで対応できる設備容量を確保するようにしているのかを記載。）
- ・通信量の測定方法（測定対象とする設備及びトラフィックの種類（当該対象を選定した理由も含む）、測定頻度、測定内容）
  - ※ 本項目の規定により管理規程に記載した測定方法に基づき、報告規則の定めるところにより、設備容量の確保状況（報告期間内における「設備容量÷通信量」の最悪値）を報告すること。

#### (ホ) 情報セキュリティ対策に関すること。

記載内容

- ・情報の分類及び重要情報の管理に関すること。
- ・情報の管理に関する内部統制ルール
- ・情報漏えい防止対策
- ・外部委託時の情報セキュリティ対策
- ・サイバー攻撃への対処
- ・情報セキュリティに関する最新の技術情報等を踏まえた情報セキュリティ対策の見直し。
- ・定期的な監査の実施に関すること。
- ・監査の確認項目の策定に関すること。
- ・監査結果を踏まえた情報セキュリティ対策全体の見直しに関すること。
- ・サプライチェーンリスクを考慮した対策に関すること。

(へ) ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。

(1) トラフィック増加等を踏まえた、組織内の関係部門及び委託先との連携を含めたソフトウェアの信頼性の確保に関すること。

記載内容

- ・ 要求仕様の詳細化、設計レビュー等の実施。
- ・ ベンダーやソフトウェア開発の委託先との連携。
- ・ ネットワークの負荷を考慮したソフトウェア開発者との開発手法等の情報共有に関すること。

(2) 商用に近い環境での試験に関すること。

記載内容

- ・ 商用に近い環境や、商用のトラフィックパターンを反映した試験の実施等。

(3) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。

記載内容

- ・ ソフトウェアの定期的な点検やリスク分析の内容、頻度等。

(4) ソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標に関すること。

記載内容

- ・ ソフトウェアの安全・信頼性の基準、指標等。

(ト) 重要通信の確保及びふくそう対策に関すること。

記載内容

- ・ 接続規制等の制御措置に関すること。
- ・ 災害時優先通信の機能により、他の通信の制御または停止を行った場合の、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況の記録・分析に関すること。
- ・ ふくそうを回避するための周知広報等に関すること。(災害用伝言ダイヤルの利用についての周知等)

(チ) 緊急通報の確保に関すること。

記載内容

- ・ 保守時においても緊急通報を確保するような保守手順の内容

(リ) 防犯対策に関すること。

記載内容

- ・ 防犯管理の手順化に関すること。
- ・ 建築物、通信機械室等の入出管理に関すること。
- ・ 出入口の鍵及び暗証番号等の適切な管理に関すること。
- ・ 防犯装置の定期的な保全点検に関すること。
- ・ 入出管理記録の保管に関すること。

(ヌ) 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者による誤りを防止するための対策に関すること。

記載内容

- ・ 保守運用作業等の自動化・システム化、複数担当者による作業確認、作業の多段階承認、ヒューマン

エラー事例及びヒヤリハット事例の収集・分析・共有等、ヒューマンエラーを防止するための対策に関すること。

(ル) 事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するもののリスクの分析及び評価に関すること。

記載内容

- ・コアネットワーク及び加入者データベースを構成する電気通信設備等の損壊又は故障等の発生リスク（予備設備への切替不能及びサイレント故障に係るものを含む。）の洗い出しに関する実施体制、実施方法、実施計画及び当該計画の見直しに関すること。
- ・当該発生リスクに対する対応措置及び応急復旧措置の整備に関する取組
- ・整備された対応措置及び応急復旧措置を実施した場合の電気通信役務に与える影響評価（想定復旧時間を含む。）に関する実施体制、実施方法、実施計画及び当該計画の見直しに関すること。

(ロ) ルに関する取組を踏まえた事業継続計画又はこれに相当する計画の策定に関すること。

記載内容

- ・コアネットワーク及び加入者データベースを構成する電気通信設備等のリスクの分析及び評価を踏まえた事業継続計画等の策定に関すること。

(ワ) ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。

(1) 迅速な原因分析のための機器等の製造・販売等を行う者等との連携に関すること。

記載内容

- ・製造業者等の原因分析体制や処理時間の実態をベンダー等との保守契約等で担保すること
- ・製造業者における解析に必要な情報提供の提示方法

(2) 速やかな故障の検知及び故障設備の特定に関すること（サイレント故障への対処を含む。）。

記載内容

- ・速やかな故障検知のための取組
- ・速やかな事故装置特定のための取組

(3) 障害の極小化対策に関すること。

記載内容

- ・サービスへの影響の極小化のための対策
- ・故障の拡大を防ぐ製造業者等との連携

(4) 故障設備に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）の速やかな実施に関すること。

記載内容

- ・事故事象に応じた定型的・類型的な応急復旧措置の内容
- ・事故事例に応じた項目の類型化を行うこと
- ・事故の要因分析を踏まえた、一次措置事項への反映に関すること。

(参考)

- ・各装置毎に警報に応じた措置内用を記載した復旧対応マニュアルの作成、それに基づく遠隔からの予備系への切替・再起動、ハードウェア故障の場合は現地での交換作業等
- ・一次措置に係る故障復旧の目標時間を定め、目標時間達成のための手順書の作成、実績管理、目標超

(5) 一次措置が機能しない場合にとるべき措置（二次措置）の速やかな実施に関すること。

記載内容

- ・ 一次措置が機能しない場合の二次措置の内容

(参考)

- ・ エスカレーションの基準や体制を整備し関係者間で共有するとともに、複数ベンダーが関係する場合は各社の責任範囲を契約で明確にした上で、自社が仲介する。
- ・ 海外ベンダーについて、国内ベンダーと同様の保守拠点の設置や駆けつけ保守を契約で担保。  
(・ 海外ベンダーが外国又は国外拠点から遠隔作業を行う仕組みを構築する。)

(6) 接続電気通信事業者との連携に関すること。

記載内容

- ・ 網運用・管理情報の交換に関する機密情報の管理や連絡体制
- ・ 相互接続箇所における監視、切り分け手段
- ・ 障害発生時の復旧手段や時期等の事業者間での情報共有に関する取組
- ・ 卸関係にある事業者との連携に関すること。

(7) サービス復旧のための手順及びとるべき措置に関すること。

記載内容

- ・ 非常事態への対応

**(カ)** 利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供に関すること。

(1) 情報提供の時期に関すること。

記載内容

- ・ 利用者への情報提供（事故発生の第一報、復旧報等）の実施時期

(2) 情報提供窓口、ホームページ等における情報掲載場所の明確化に関すること。

記載内容

- ・ 情報提供窓口における利用者対応の充実にする取組
- ・ 情報掲載場所の明確化に関する取組

(3) 利用者が理解しやすい情報の提供に関すること。

記載内容

- ・ 利用者目線に立った情報提供に関する取組
- ・ 提供する情報の内容に関すること。（サービス状況、影響範囲等）

(4) 情報提供手段の多様化に関すること。

記載内容

- ・ 利用者への情報提供手段の種類（メール、ソーシャルメディア等の利用、店頭に掲示する等）

(5) 速やかな情報提供のための関係者間の連携に関すること。

記載内容

- ・利用者への速やかな情報提供のための関係者間の連携に関する取組・相互接続事業者、卸関係にある事業者、MVNO、販売代理店等に対する情報提供に関すること。

(6) 利用者への周知・広報に関する国のガイドライン等を踏まえた取組に関すること。

記載内容

- ・「電気通信サービスにおける障害発生時の周知・広報に関するガイドライン」等の利用者への周知・広報に関するガイドラインを踏まえた取組に関すること。

(ヨ) 事故の再発防止のための対策に関すること。

(1) 事故発生時の記録等に基づく事故の内容・原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関すること。

記載内容

- ・事故の内容・原因の分析・検証を踏まえた再発防止策の策定に関すること。
- ・事故の分析・検証を開始してから再発防止策を講じるまでのスケジュールに関すること。
- ・事故の分析・検証の結果に基づく設備容量や委託先等との契約内容の見直しに関すること。

(2) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故の収束後の情報公開に関すること。

記載内容

- ・公開する情報の内容並びに公開方法及び時期に関すること。

(3) 第三者による事故の検証に関すること。

記載内容

- ・事故の内容、原因及び再発防止策等に関して、第三者による検証を受けること。
- ・事故の第三者検証制度に協力すること。

(4) 事故の報告に関する制度の活用による管理規程の見直しに関すること。

記載内容

- ・事故の内容、原因及び再発防止策等を踏まえた管理規程の見直しに関すること。
- ・他事業者の事故の報告を踏まえた管理規程の見直しに関すること。

(タ) イからヨまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。

記載内容

- ・調査・分析を行う項目、評価方法等の基準に関すること。
- ・調査・分析結果を踏まえた管理体制、各手順書及び教育・訓練計画等の見直しに関すること。



#### 4. 電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関する事項

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電気通信設備統括管理者の選任基準、選任方法</li><li>・ 電気通信設備統括管理者の解任基準、解任方法</li></ul>

## 5. 当該管理規程の見直しに関する事項

### (イ) 当該管理規程の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・経営の責任者による当該管理規程の遵守状況（設備リスクの分析・評価の実施状況を含む。）に係る点検及び評価に関する方針、実施時期・頻度、実施体制、実施方法等</li><li>・事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合は、当該委託先と、当該管理規程に基づく電気通信設備の障害対策及び安全対策等に関する項目を盛り込んだ契約を締結する方針、並びに当該契約の遵守状況に係る点検及び評価に関する方針、実施時期・頻度、実施体制、実施方法等</li></ul>

### (ロ) 当該管理規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・経営の責任者による当該管理規程に記載された事項の実施に必要な人材、設備、資金、組織その他の経営資源（委託先の経営資源を含む。）が十分であることについての点検及び評価並びに経営資源の配分の見直しに関する方針、実施時期・頻度、実施体制、実施方法等</li></ul>

### (ハ) イ及びロに掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該管理規程の見直しに関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・管理規程の遵守状況並びに経営資源の状況の点検及び評価を踏まえた管理規程の見直しの方針に関すること。</li><li>・事故の発生及び再発防止策、又は他事業者の事故の報告等を踏まえた管理規程の見直しの方針に関すること。</li></ul>